

# 来場前に必ずお読みください

## 瑞穂市申告会場で受付できない還付申告・確定申告

- ①消費税・贈与税の申告
- ②山林所得やゴルフ会員権の譲渡、分離課税申告(土地・建物・株式・先物の譲渡等)
- ③配当所得の申告
- ④青色申告
- ⑤令和6年分以前の還付申告・確定申告(過去の年の申告)
- ⑥海外居住者を扶養控除の対象とする申告
- ⑦死亡されたかたの準確定申告
- ⑧初年度の住宅ローン控除を受ける申告
  - …居住する家について、初めてまたは再適用で住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)・特定増改築等住宅借入金等特別控除・住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定住宅新築等特別税額控除を受ける申告
- ⑨給与所得者の特定支出控除を受ける申告
- ⑩雑損控除を受ける申告
- ⑪令和8年1月1日時点で瑞穂市に住民登録のないかたの申告
- ⑫個人事業主で、事業の売上金額が1,000万円を超えるかたの申告
- ⑬相続により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金の申告
- ⑭暗号資産(仮想通貨など)による収入があるかたの申告
- ⑮瑞穂市申告会場以外で申告した内容の訂正申告

- ◆上記に該当する場合は当会場では受付できません。
- ◆e-Tax 又は岐阜北税務署(申告期間中はマーサ 21)で申告してください。
- ◆上記以外についても複雑な内容の申告については当会場で対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。